

～公益法人だより～

第3号 平成27年11月26日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

今回は、前回に引き続き、立入検査時によくある指摘事項のうち、計算書類等の作成にかかる指摘事項をお知らせしますので、今後の運営にあたってご留意ください。

また、公益法人は、公益法人認定法第13条に定める事項に変更があった場合、変更の届出を行う必要がありますが、変更の届出を失念していたケースや、提出された変更届の添付書類に不備があるケースが散見されます。そこで、変更の届出がどのような場合に必要で、届出を行う場合にどのような添付書類が必要かについてお知らせしますので、今一度、変更届の提出漏れがないかご確認ください。

立入検査時によくある指摘事項（計算書類等の作成関係）

財産目録において、公益目的保有財産についてその旨が明記されていない。

公益目的保有財産については、財産目録において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示することとなっています（公益法人認定法施行規則第31条第3項、同25条第1項）。具体的には、財産目録の使用目的欄において、公益目的保有財産である旨を明記することにより他の財産と区分して表示する必要があります。また、公益目的保有財産を他の事業にも共用している場合は、その共用割合についても記載することが適当です。

（使用目的欄の記載例）

- ・土地・建物などの場合：公益目的保有財産であり、事業に使用している。
- ・預金・有価証券などの場合（共用財産の場合）：公益目的保有財産であり、運用益の50%を公益目的事業の財源として、50%を管理費の財源として使用している。

正味財産増減計算書において、内容が不明確な科目（事業費、運営費、事業諸経費等）が使用されている。

公益法人会計基準（平成20年基準）第3では、正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明瞭に表示するものでなければならないとされており、複数の科目をまとめて、事業費などとして計上することは、その内容が不

明確となり、適当ではありません。事業費などの名称で計上されている科目については、その内訳を明示するか、他の一般的な科目で計上し直し、その内容を明らかにしてください。

正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計に計上すべき収益が公益目的事業会計以外の会計区分に計上されている。

公益法人認定法第 18 条各号において、公益目的事業のために使用すべき財産が列記されており、これらの財産を受け入れた場合、その収益は公益目的事業会計に計上する必要があります。とりわけ、下記のような収益については、計上区分の誤りが見受けられますのでご注意ください（その他の収益についても、その目的等に応じて対応する会計区分に計上する必要があります）。

（誤りやすい収益の例）

- ・ 公益目的保有財産の運用益：その全額を公益目的事業会計に計上する必要がありますが、対応する資産の運用益を他の事業にも共用されている場合（共用財産の場合）は、その共用割合に応じて運用益を配賦する必要があります。
- ・ 寄附金収入：使途の定めのない寄附金はその全額を公益目的事業会計に、使途の定めのある寄附金は、その定めの内容に応じた会計区分に計上する必要があります。ただし、公益目的事業以外のために使途の指定をする場合、どの事業区分にどれだけの割合で使用すべきかという定めが必要であり、どの事業区分でも使用できるような使途の定め方の場合は、使途の定めがないものとみなし、公益目的事業の収入とする必要があります。（FAQ問 - 4 - 参照）

正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会計以外の会計区分で計上すべき費用が公益目的事業会計で計上されている。

公益目的事業会計における費用額は、公益目的事業比率などの認定基準の判定の基礎となりますので、適正に計上される必要があります。とりわけ、下記のような費用については、一般的に、公益目的事業を実施するために要する費用とはみなされず、公益目的事業会計の費用として計上することはできませんので、ご注意ください（その他の費用についても、その目的等に応じて対応する会計区分に計上する必要があります）。（ガイドライン - 7 - （1）参照）

（公益目的事業会計以外に計上すべき費用の例）

- ・ 総会・評議員会・理事会の開催に要する費用
- ・ 登記に要する費用、登記を司法書士等に委託した場合の委託費
- ・ 監事の報酬、顧問税理士等へ計算書類の作成・監査を委託した場合の委託費
- ・ 社員や職員等への慶弔費
- ・ 単なる上部団体への会費等の負担金（FAQ問 - 参照）

財務諸表に対する注記において、公益法人会計基準で定められた記載事項が記載されていない。

公益法人会計基準（平成 20 年基準）第 5 では、下記の内容について注記を行うことが求められていますので、該当する項目すべてについて注記を行ってください。（注記の様式については、「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月内閣府公益認定等委員会策定）を参照）

- （ 1 ） 継続事業の前提に関する注記
- （ 2 ） 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- （ 3 ） 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- （ 4 ） 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- （ 5 ） 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- （ 6 ） 担保に供している資産
- （ 7 ） 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- （ 8 ） 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- （ 9 ） 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- （ 10 ） 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- （ 11 ） 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- （ 12 ） 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- （ 13 ） 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- （ 14 ） 関連当事者との取引の内容
- （ 15 ） キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- （ 16 ） 重要な後発事象
- （ 17 ） その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

変更の届出について

公益法人は、下記に掲げるように公益法人認定法第 13 条に定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁（当課）に届け出る必要がありますので、今一度、該当事項がないかどうかご確認いただき、変更の届出が必要な場合は、必要書類を添付の上、変更届を提出してください。

(変更の届出が必要な場合)

法人の名称または代表者の氏名に変更があった場合

代表者の変更が理事の就任・退任を伴う場合は、理事の変更についても届出が必要です。

所管行政庁の変更を伴わない主たる事務所または従たる事務所の所在場所の変更があった場合 (従たる事務所の新設・廃止の場合を含む)

定款の変更が必要な場合には、併せて定款変更についても届出が必要です。(例 : 定款において、主たる事務所の所在地を滋賀県大津市と定めている場合に、大津市外に事務所を移転する場合など)

変更認定の必要のない程度の公益目的事業または収益事業等の内容の変更があった場合

事業内容の変更がある場合に、変更認定または変更届のいずれの手続きが必要かの判断基準については、公益法人だより第 1 号 (平成 27 年 6 月 8 日発行) および F A Q 問 XI - 1 - をご参照ください。ただし、それぞれのケースによりその判断が異なる場合があるため、事業内容の変更を検討される場合は、できるだけ早めに当課までご相談ください。

定款の変更があった場合

事業内容の変更を伴う場合は、事業内容の変更について別途変更認定等の手続きが必要になる場合があります。

理事、監事、評議員または会計監査人の変更があった場合

理事等に対する報酬等の支給の基準の変更があった場合

事業を行うのに必要な許認可等の変更があった場合

許認可等の有効期限の経過に伴い、許認可等の更新のみをされる場合は届出不要です。

(変更の届出に必要な書類)

変更届の内容ごとに、別紙一覧 (変更認定申請・変更届出の手引き (内閣府作成) より抜粋) のとおり添付書類が必要です。添付漏れがないようご注意ください。また、変更届の記載要領については、同手引きをご参照ください

以 上

変更届出に必要な書類

変更事項 書類	法人の名称	代表者の氏名	公益目的事業 を行う都道府 県の区域	主たる 事務所の 所在場所	従たる 事務所の 所在場所
届出書 (かがみ文書)	○	○	○	○	○
別紙1	○	○	○	○	○
別紙2	×	×	×	×	×
定款	○	×	○	○	※1
登記事項証明書	○	○	※2	○	○
就任(又は退任)した 理事等の名簿	×	※3	×	×	×
理事等の名簿	×	○	×	×	×
役員等名簿	×	○	×	×	×
報酬等支給基準	×	×	×	×	×
確認書	○	※3	○	○	※1
許認可等を証する書類	×	×	×	×	×
事業計画書	×	×	×	×	×
収支予算書	×	×	×	×	×
事業・組織体系図	※4	※4	※4	※4	※4

※1：定款変更を伴う場合のみ、提出が必要です。

※2：登記事項に変更がある場合のみ、提出してください。

※3：理事の就任・退任を伴う場合のみ、提出が必要です。

※4：既に行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出してください。

※5：会計監査人のみの変更の場合は、提出不要です。



複数の事項を同時に変更しようとする場合は、それぞれの変更において必要とされている書類を全て提出してください。

変更事項 書類	公益目的事業 又は 収益事業等の 内容	定款	理事、監事、 評議員又は 会計監査人	理事等に対する 報酬等の 支給基準	許認可等
届出書 (かがみ文書)	○	○	○	○	○
別紙1	○	×	×	×	×
別紙2	○	×	×	×	×
定款	※1	○	×	×	×
登記事項証明書	※2	※2	○	×	×
就任(又は退任)した 理事等の名簿	×	×	※5	×	×
理事等の名簿	×	×	※5	×	×
役員等名簿	×	×	※5	×	×
報酬等支給基準	×	×	×	○	×
確認書	○	○	※5	×	×
許認可等を証する書類	×	×	×	×	○
事業計画書	○	×	×	×	×
収支予算書	○	×	×	×	×
事業・組織体系図	※4	※4	※4	×	×

※1：定款変更を伴う場合のみ、提出が必要です。

※2：登記事項に変更がある場合のみ、提出してください。

※3：理事の就任・退任を伴う場合のみ、提出が必要です。

※4：既に行政庁に提出されているものに変更がある場合のみ、提出してください。

※5：会計監査人のみの変更の場合は、提出不要です。